

新年を迎えて

農林水産省農産安全管理課農薬対策室長 瀬 川 雅 裕

平成24年の新春を迎え、皆様に新年のお慶びを申し上げます。新年を迎えるにあたり、現在、農薬対策室で進めている農薬登録制度改革と適正使用の推進に向けた最近の動き等を紹介し、新年の挨拶とさせていただきます。

農薬登録制度改革

平成21年に取りまとめられた「我が国における農薬登録制度上の課題と対応方針」は、農薬登録に必要な試験方法に関する国際的な動向や、我が国の農業生産や防除の実態等を勘案し、今後改善していくべき農薬登録制度上の課題と対応方針を幅広く整理したものです。内容は、適用作物の分類、農薬登録のための提出データの様式・媒体の改善、農薬登録に必要なデータ整備の推進、再評価制度の導入、使用時安全に係る評価法の改善等非常に多岐にわたっています。このため、これらの課題について優先度を付けて検討を進めています。

食品中の残留農薬基準値の設定根拠となる基本的なデータを得るための作物残留試験については既に26年度を目途に試験例数の見直しを行うこととなっています。農薬を同一の作物・方法で使用しても栽培条件の違いによって生じる残留値の分布を把握し、リスク評価に用いる中央値や基準値の設定に用いられる最大値を統計的に推定できるようにするものです。その一方で、現在、コーデックス委員会の食品分類を参考に我が国の農薬登録に用いる作物分類の作業を進めています。基準値が適用される農作物および部位を明確かつ体系的に定義するとともに、ある農薬の使用方法が同じで残留傾向も同様な場合は、農作物群としての登録を可能とする基礎になります。その結果、試験例数の見直しによって精度を高めた残留試験結果をより有効に登録に活用することにもつながります。

また、飼料に供する作物に適用がある農薬については新たに家畜代謝・家畜残留試験を導入することとしています。これは食品衛生法のポジティブリスト制度の導入により畜産物も残留農薬基準の対象とされたこと、自給率の向上のため国内の飼料用作物の生産振興とその積極的な取り組みが進められていることを背景として、畜産物にデータに基づいた残留農薬基準設定を可能にするた

めのものです。新規の農薬については27年度を目途に、既存の農薬については一定の経過期間の後に導入する予定で、現在、関係する試験ガイドラインの検討を進めています。

このほか、調理加工試験、農業者の使用時の安全性評価の改善についても、将来的な導入に向けて順次検討を進めていくことにしています。

農薬適正使用の推進

昨年も農薬の残留基準値を超過する事案が各地から報告されました。このため、農作物の収穫期を迎える昨年9月に「農薬の使用基準の遵守および飛散防止対策の徹底について」を通知し使用基準遵守を改めて呼びかけました。

これまで、農薬の適正使用は、使用者を対象とする研修会の開催、農薬適正使用アドバイザーなどの育成、農薬の適正使用に関する巡回点検等の取り組みを通じて推進してきました。今後は、これら適正使用の推進も工夫を凝らす必要があります。

農薬対策室では昨年12月からある地域で使用基準の逸脱が判明した場合に、他の地域の指導者が情報を速やかに共有できるよう都道府県の担当者にメールで情報提供を行うことにしました。今後は都道府県から農業改良普及員やJAの営農指導員等現場の指導者に広げていきたいと考えています。また、最近の使用基準違反の傾向や原因を解析し、農業者や販売業者への指導をより具体的なものとしていくことも必要です。

販売禁止農薬に関しては、22年3月に指定されたケルセン（ジコホール）、今年3月に指定が予定されているベンゾエピン（エンドスルファン）について、農業者団体などの協力のもと製造業者が自主的な回収を進めることとなっています。個々の農家の倉庫などに保管されている農薬の回収は簡単なことではありませんが、速やかな回収が将来の使用基準違反の未然の防止につながります。多くの関係者の協力が得られることを期待しています。

登録制度改革と適正使用の推進は農業行政の基本骨格です。これらを着実に進めることが安全な農薬を生産者に将来にわたって安定的に供給し、ひいては安全な農産物を消費者に安定的に供給することになります。今年も行政、民間を問わず農薬に関係する方々のなご一層のご理解とご支援をお願いします。